



静岡労働局発表
令和元年8月8日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 望月 直己
賃金指導官 町田 真
(電話) 054-254-6315

報道関係者 各位

令和元年度静岡県最低賃金の改正を答申 ～ 27円引き上げ時間額885円に～

令和元年8月8日、静岡地方最低賃金審議会（会長 ^{しのはら}篠原 ^{みつあき}光秋）は、静岡労働局長（^{たに}谷 ^{なおき}直樹）に、静岡県最低賃金を現行の時間額858円から27円引き上げ、時間額885円とする答申を行った。

審議経過としては、隣接県との最低賃金の格差の解消、非正規雇用労働者の処遇改善のためにも最低賃金の大幅な引き上げを求める労働者側委員と、最低賃金の引き上げの必要性は理解するものの、近年大幅な引き上げが続いており、中小企業の経営への影響を懸念する使用者側委員との間で、引き上げ希望額に隔たりがあり、慎重な審議が重ねられた結果、本日の答申に至ったものである。

なお、今後は、この答申の内容についての異議申出の公示などの諸手続を経た上、静岡県最低賃金を決定することとなる。

答申どおりの決定となると、対前年引上げ率は3.15%となり、現在の時間額表示のみとなった平成14年度以降、引上げ額、引上げ率ともに最大となる。

【参考：静岡県最低賃金額及び前年引上げ率、引上げ額の推移】

	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度（予 定）
最低賃金額	765円	783円	807円	832円	858円	885円
対前年引上げ率	2.14%	2.35%	3.07%	3.10%	3.13%	3.15%
対前年引上げ額	16円	18円	24円	25円	26円	27円

答申の様子（令和元年8月8日 於：静岡地方合同庁舎 4階共用大会議室）



篠原会長（右）から答申文を受け取る谷労働局長（左）